

# 架空請求にご注意を！

## 電話をしてはいけません！

### ◆連絡をするとどうなる？

「裁判を止めるために必要」と高額な金銭の請求をしてきます。「この件については弁護士に連絡するように」と言って別の電話番号を教えられ、そちらに電話をすると弁護士役の人間が出てきて、着手金名目や裁判所への預託金名目で高額な金銭請求をしてくる場合が多いです。

### ◆架空請求のハガキ例

#### 総合消費料金未納分訴訟最終通告書

この度、貴殿が運営会社ないし契約会社に対して未納料金もしくは一方的な契約破棄が行われている事から東京簡易裁判所に「民事訴訟」を目的とした訴状が提出され、裁判が受理された事を通達させていただきます。

以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟の開始とし、裁判の日程を決定するものとする。裁判取り下げを行うのであれば、又、やむを得ず連絡出来ない場合は、以下のとおりとする。

一、裁判取り下げ最終期日に間に合わなかった場合、直ちに連絡する事。

一、不慮の事故、又は、本人がすでに死亡している場合、「本人死亡・大怪我の場合、その遺族が連絡する物とする」

尚、このまま連絡なき場合には原告側の主張が全面的に受理され、本件訴訟を認めたものとみなし、執行官による強制執行を執り行うものとする。又、執行官立会いのもと、**給与の差し押さえ、及び動産物・不動産物、有価証券等の差し押さえ**を行うものとする。

裁判の取り下げに関するお問合せは当局職員までとし、必ず本人「被告人」からの連絡とする。

訴訟番号 (さ) 第1357-9号

裁判取り下げ最終期日 本書到達後3営業日以内

〒100-0001 東京都千代田区霞ヶ関1-2-29

代表番号 03-5123-4567

電話受付時間 9:00~17:00 土・日・祝祭日を除く

民事訴訟通達管理局

◎普通郵便で裁判に関する通知書が届くことはない。本当に訴訟が起こった時は裁判所から「特別送達郵便」で訴状が届く。

◎「いつから、どこの会社に対して、何の料金が未納なのか」という具体的なことが何も書いていない。

◎「連絡がなければ強制執行される」等、強迫的な事を書き、連絡しなければいけないように誤認させようとしている。

◎「訴訟番号」「受理番号」「管理コード」等、本物に見えるように番号がついているが、同時期に受け取った人は全員同じ番号になっている。

◎ハガキが届いた日から「裁判取り下げ最終期日」までが短期間に設定されていて、早く連絡しなければ間に合わなくなると誤認させようとしている。

◎実際には存在しない住所が書いてあることが多い。電話番号もレンタルや転送をしているので短期間で通じなくなる。

◎存在しない公的機関や法律事務所のような名称を名乗り、不安をあおって連絡させようとしている。

お問い合わせは

宇治市消費生活センター

0774-20-8796

受付日時 月～金(祝日除く) 9:00~12:00 13:00~16:00